

# 各種税申告のお知らせ

申告は、電子申告や郵送をご利用ください！

申告会場の混雑緩和のためにも、各種税申告は可能な限り、e-Tax（電子申告）や郵送による提出にご協力ください。  
なお、申告会場は、市民会館に開設します。  
相談や説明会も開催しますので、ぜひご利用ください。

## ●申告・納付期限

申告所得税及び復興特別所得税、贈与税 3月15日(金)  
消費税及び地方消費税(個人事業者) 4月1日(月)

## ●振替納付日

申告所得税及び復興特別所得税 4月23日(火)  
消費税及び地方消費税(個人事業者) 4月30日(火)

市・県民税の申告期限 3月15日(金)

## 所得税などの申告について

問合せ／国税相談専用ダイヤル（☎0570-00-5901）または  
大垣税務署（☎78-4101）へ  
※いずれも音声ガイダンス後「0」番を選択

### ▶確定申告は、e-Taxが便利です

申告会場は大変混雑します。確定申告会場に出向かなくても自宅などからスマートフォンとマイナンバーカードを利用して申告書が提出できるe-Tax（電子申告）をご利用ください。

2月以降は、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告を行う際、マイナポータルと連携することにより、給与所得の源泉徴収票の情報が自動入力可能になる予定で、さらに便利になります（勤務先から税務署にe-Taxなどで提出された源泉徴収票に限る）。

「国税庁確定申告書等作成コーナー」で各種申告が可能ですので、国税庁HPをご確認いただくか、二次元コードからアクセスしてご利用ください。

作成コーナー

検索



作成コーナーHP

### ▶国税庁LINE公式アカウントのご利用を

国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」すると、所得税の確定申告に関する情報を検索できますので、ご利用ください。

◇アカウント名：国税庁

◇アカウントID：@kokuzei



国税庁LINE公式アカウント

### ▶確定申告会場を「市民会館 会議室」に開設

大垣税務署は、所得税及び復興特別所得税、消費税(個人事業者)、贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

\*とき／2月16日(金)～3月15日(金)の平日 午前9時～午後5時

\*ところ／市民会館3階大会議室1・2

(注1)期間中、大垣税務署での申告相談は行いません

(注2)申告会場では、原則ご自身のスマートフォンを使って申告します。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールしてください

\*持ち物／源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類、スマートフォン、マイナンバーカード ※マイナンバーカード発行時に設定したパスワード「署名用電子証明書（英数字6～16桁）」と「利用者証明用電子証明書（数字4桁）」も必要

\*備考／①市民会館への電話による問い合わせはご遠慮ください  
②申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は申告会場1階で当日配付しますが、国税庁のLINE公式アカウントから事前発行もできます。なお、整理券の配付状況により、後日の来場をお願いする場合があります

### ▶税理士による無料税務相談所を開設

\*対象／小規模事業者、給与所得者、年金受給者

\*とき／2月6日(火)～15日(木)の平日

①午前9時30分～正午 ②午後1時～4時

\*ところ／イオンタウン大垣イースト棟2階  
コミュニティホール（三塚町）

\*内容／税理士による所得税及び復興特別所得税（譲渡所得を除く）についての無料相談

\*備考／事前に申し込みが必要。申告内容や予約状況により、相談を受けられない場合があります

\*申込／大垣税務署 個人課税部門（☎78-4104）へ



### ▶申告の相談会・説明会のお知らせ

#### ◇確定申告期間前の申告相談会

所得税などの申告相談会を下表のとおり開催します。

とき	ところ	予約方法など
1/4～2/15 (土・日・祝日を除く)	大垣税務署内	電話で、大垣税務署 個人課税部門 (☎78-4104) へ

※予約状況により、ご希望の日時に予約を取れない場合があります

#### ◇公的年金を受給している人を対象にした確定申告説明会

\*対象／公的年金の受給者

\*とき／2月13日(火)～15日(木) 午前9時～午後5時

\*ところ／市民会館3階

\*備考／事前に申し込みが必要。予約状況により、ご希望の日時に予約を取れない場合があります

\*申込／大垣税務署 個人課税部門（☎78-4104）へ

#### ◇住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会

\*対象／返済期間10年以上の住宅ローンを利用して住宅を取得、または増改築した人で令和5年中に入居した人（認定長期優良住宅の場合は、住宅ローンを利用していない人も含む）

\*とき／2月13日(火)～15日(木) 午前9時～午後5時

\*ところ／市民会館3階

\*持ち物／土地・家屋の登記事項証明書、契約書など取得金額が分かる書類の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、住宅の取得に係る補助金額や贈与を受けた金額が分かる書類、源泉徴収票、申告者本人名義の振込口座番号が分かるもの、マイナンバーカードなど

※認定長期優良住宅の場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写しと、住宅用家屋証明書または認定長期優良住宅建築証明書が必要

※住宅を増改築した場合は、増改築等工事証明書などが別途必要

\*備考／事前に申し込みが必要。申告書の提出もできますが、内容によっては控除を受けられない場合があります

\*申込／大垣税務署 個人課税部門（☎78-4104）へ